

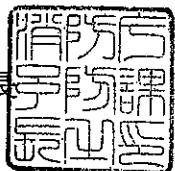


消防予第224号
平成17年9月2日



各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長



平成17年秋季全国火災予防運動実施要綱の取扱いについて

平成17年秋季全国火災予防運動については、平成17年9月1日付け消防予第222号により各都道府県知事等あて消防庁長官から通知したところです。

本運動を展開するに当たっては、「平成17年秋季全国火災予防運動実施要綱」に定める重点目標、推進項目及び住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」、並びに別添「平成17年秋季全国火災予防運動実施要綱の取扱いについて」に十分配慮され、地域の実情に応じた効果的な運動を展開されるようお願いします。

別添

平成17年秋季全国火災予防運動実施要綱の取扱いについて

1 住宅防火対策の推進

(1) 消防法改正を踏まえた住宅用火災警報器等の設置促進

昨年の消防法改正により、新築住宅については平成18年6月1日から、既存の住宅については市町村条例で定める日から住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務付けられることとなったことを踏まえ、住宅用火災警報器等の設置を促進するものとする。

(2) 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進

家庭における出火防止や消火・避難の対策を効果的に行うためには、住宅用火災警報器等のみならず、火災を未然に防ぐ安全な暖房器具・調理器具や燃えにくいカーテン等の防炎物品及び寝具・衣類等の防炎製品の使用、消火のための住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具、住宅用自動消火装置、住宅用スプリンクラー設備などの設置が有効であることから、これらの普及を積極的に推進するものとする。

また、これらの住宅用防災機器等の普及にあたって、住宅防火対策推進協議会のホームページ (<http://www.jubo.go.jp/index2.html>) に住宅用防災機器等の取扱い店リストが掲載されているので積極的な活用を図るものとする。

(3) 消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進

住宅防火の推進にあたっては、地域に根ざした消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等と連携して防火訪問を実施するなど、地域住民が主体となって組織的に広報・普及啓発活動に取り組むものとする。

(4) 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供

住宅防火の推進にあたっては、地域住民が日頃から接している各種のメディアを積極的かつ効果的に活用するとともに、展示会等の開催や、町内会・自治会等の公共的団体の地域の会合を活用する等して、地域に密着した親しみやすい広報を実施するものとする。

また、広報内容については、住宅防火対策推進協議会のホームページ、パンフレット、広報用の素材集及び当庁が作成した住宅用火災警報器のCM等を活用し、住宅火災の現況、住宅防火対策の必要性、具体的な対策事例及び住宅用防災機器等の普及に必要な情報を工夫して提供するものとする。

(5) 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

一人暮らしの高齢者等で身体病弱又は要介護状態等にあるため緊急事態に機敏に行動することが困難な災害時要援護者について、福祉関係部局や地域の福祉協力者

等が地域単位で協力・連携して情報を把握するとともに、地域が主体となって各種対策に重点的に取り組むものとする。

具体的には、要援護者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や防火クラブ員等に対して火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかけるものとする。また、独居世帯、高齢者や障害者等が居住する住宅について、訪問診断を重点的に実施するものとし、その際、住宅用火災警報器等の設置及び維持の必要性とその効果について特に重点的に説明を行うものとする。

2 放火火災・連続放火火災予防対策の推進

(1) 「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上

放火されない環境づくりを推進するためには、地域住民一人ひとりが積極的に放火火災に対する注意を心がけることはもとより、関係行政機関、関係団体、町内会及び住民等地域が一体となって、一過性の対策ではなく継続的に取り組むことが重要である。実施にあたっては、昨年12月に配布した「放火火災防止対策戦略プラン」を積極的に活用し、常日頃より、目標の設定、現状分析、達成状況評価というサイクルで、地域全体の安心・安全な環境が確保されるような取組みを継続的に行い、放火火災に対する地域の対応力を向上させるものとする。

その際、関係行政機関・団体、町内会及び住民等がそれぞれの立場において取り組むよう指導するとともに、地域特性に応じた放火防止モデル地域の設定、学校・自治会等における対象別・環境別火災予防教育の実施や、放火火災予防診断、座談会等の実施など地域の実情に応じた戦略プランの展開を行うものとする。

(2) 物品販売店舗等における放火火災防止対策の徹底

物品販売店舗においては、死角となりやすいトイレ、バックヤード、階段等の可燃物等の整理整頓の徹底、避難経路の確実な確保、従業員や警備員による巡回の強化、放火監視機器等の設置増強など防火安全対策の徹底に努めるよう積極的に指導するものとする。

(3) 放火火災による被害の軽減対策の実施

放火火災は、死角となる場所や深夜に発生することが多く、発見の遅れによって被害が拡大するおそれがあることを周知し、放火監視機器や炎感知器、消火器具等の設置を指導するとともに、必要に応じ街灯の増設、侵入監視センサー、警報器、センサー付き照明灯等の防火・防犯装置の設置を促進するものとする。

特に、放火が多発する地区等にあっては、可燃物を放置しない等の地域の環境整備はもとより、関係機関との連携を図り、重点警戒を実施するなど、地域の実情に応じた効果的な対策を講ずるよう指導するものとする。

また、自動車や自転車のボディカバーに放火される例も多発していることから、これらの防炎製品について情報提供を行い使用を促進するものとする。

3 震災時における出火防止対策等の推進

(1) 阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえた出火防止対策等に係る啓発活動の推進

阪神・淡路大震災時における火災は、地震発生の直後に発生したものばかりではなく、地震発生の翌日、更には翌々日にも発生していることを念頭に置き、出火に至るプロセスを多角的にとらえ、地域住民に指導するものとする。

具体的には、石油ストーブやガスこんろ等の火気使用設備・器具への落下物による出火、停電していた電力の復電に伴う電気ストーブ・電気こんろ等からの通電火災等、火災に至った事例を具体的に提示し、防災意識の啓発を行うものとする。

実施にあたっては、自治会や町内会及び小中学校の校区等を単位とし、座談会や展示会、各種イベント等の機会を捉えて講演会を開催するなど、地域全体の防災意識の高揚が得られるよう配意するものとする。

なお、「阪神・淡路大震災における火災の発生状況と出火原因」及び「地震時における出火防止対策の提言」について、当庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/html/new/syukabousi01.html>）に掲載されているので積極的に活用されたい。

(2) 火気使用設備・火気使用器具及び電気器具の特性を踏まえた出火防止対策等の推進

地震に伴う火災の発生原因としては、石油ストーブ、ガスこんろ、電気ストーブ等機器本体が発火源になることに加え、漏洩した可燃性ガスへの引火、破損した電気配線の短絡による出火等が想定されることから、これらの設備・器具の適切な維持管理について普及啓発を図るものとする。

また家具類の転倒・落下によるケガや避難路の閉鎖を防止するため、当庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/html/life/kagu1.html>）を活用される等により、家具類の転倒防止措置について指導するとともに、出火した場合であっても被害を最小限に留めるため、住宅用消火器の設置についても併せて指導するものとする。

(3) 消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等と連携した地域の防火安全対策の推進

火災による被害を最小限に抑えるためには、一人ひとりが出火防止に対する注意を心がけることもさることながら、出火した際には、自主防災組織等を中心とした地域住民による消火・救助活動が有効であることから、各地域において適切な対応がとれるよう指導するものとする。

4 地域の実情に応じた重点目標の取扱い

火災予防運動の実施にあたっては、上記のほか、地域における火災発生状況、火災特性、消防事情等に配慮し、必要に応じて重点目標を選定、追加するなど、地域の実情に応じた運動を展開するものとする。

特に、小規模雑居ビル、量販店等の消防法令違反対処物に関する危険性の周知については、防火講習会や各種イベント等の機会を捉え、防火安全に係る啓発を積極的に図っていくこととする。

また、最近、配線又は配線器具からの出火が急速に増えていることから、電気配線等の交換や維持管理、正しい使用方法の徹底など電気火災の予防対策の推進を図って

いくこととする。

(1) 地域における防火安全体制の充実

- ア 消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等の整備充実
- イ 在日外国人に対する火災予防広報の実施

(2) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火管理体制の充実
- イ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
- ウ 防炎物品の使用の徹底及び防炎製品の使用の推進
- エ 違反のある特定防火対象物、小規模雑居ビル等に対する違反是正指導の推進
- オ 避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策の徹底
- カ 文化財建造物等の防火安全対策の徹底
- キ 工事中の防火対象物の防火安全対策の徹底

(3) 小規模雑居ビル等の消防法令違反対象物の危険性の周知徹底

- ア 地域の実情に即した広報の推進
- イ 被災時における注意点等、防災意識の高揚

(4) 大規模産業施設の安全確保

- ア 当該施設の実態把握
- イ 当該施設で取り扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む）の把握
- ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底

(5) 電気火災予防対策の推進

- ア 電気配線の適切な維持管理
- イ 老朽化した電気器具や電気配線の交換
- ウ 電気器具、電気配線の正しい使用の徹底

(6) 消火器の適切な維持管理

- ア 消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の再確認
- イ 老朽化消火器の一斉回収等による適切な回収の推進

5 その他

(1) 「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」（別紙参照）については、従来から住宅における出火防止のため、国民が特に留意すべき事項として定め重点的に広報してきたものであり、一般的な防火意識の高揚を図るために、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用すること。

(2) 平成17年春季全国火災予防運動実施結果において、他の地方公共団体が参考となると思われる内容を取りまとめたので、参考資料として活用すること。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

—3つの習慣・4つの対策—

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器等を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防炎製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。